

省令が定める基準の内容		省令の条項											
従 う べ き 基 準	<p>1. 従業者の基準及び従業者数</p> <p>◆ 単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護の従業者の員数及び管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 生活相談員</td> <td>提供日ごとに、介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1 人 以 上 常 勤</td> </tr> <tr> <td>▶ 看護師若しくは准看護師又は介護職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、専ら当該介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を当該介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ・単位ごとに、常時1人以上。 ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事可。 </td> </tr> <tr> <td>▶ 機能訓練指導員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 ・当該事業所の他の職務に従事可。 </td> </tr> <tr> <td>▶ 単位</td> <td>同時に1又は複数の利用者に対し、提供が一体的に行われるもので、利用定員は12人以下。</td> </tr> <tr> <td>▶ 管理者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 </td> </tr> </table>	▶ 生活相談員	提供日ごとに、介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。	1 人 以 上 常 勤	▶ 看護師若しくは准看護師又は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、専ら当該介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を当該介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ・単位ごとに、常時1人以上。 ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事可。 	▶ 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 ・当該事業所の他の職務に従事可。 	▶ 単位	同時に1又は複数の利用者に対し、提供が一体的に行われるもので、利用定員は12人以下。	▶ 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 	第5条、第6条
	▶ 生活相談員	提供日ごとに、介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。	1 人 以 上 常 勤										
▶ 看護師若しくは准看護師又は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、専ら当該介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を当該介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ・単位ごとに、常時1人以上。 ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事可。 												
▶ 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 ・当該事業所の他の職務に従事可。 												
▶ 単位	同時に1又は複数の利用者に対し、提供が一体的に行われるもので、利用定員は12人以下。												
▶ 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 												
	<p>◆ 共用型介護予防認知症対応型通所介護の従業者の員数及び管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>▶ 従業者</td> <td>認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型認知症対応型通所介護又は共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用者の合計数について、それぞれの人員基準を満たすために必要な数以上。</td> </tr> <tr> <td>▶ 管理者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの。 </td> </tr> </table>	▶ 従業者	認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型認知症対応型通所介護又は共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用者の合計数について、それぞれの人員基準を満たすために必要な数以上。	▶ 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの。 	第8条、第10条							
▶ 従業者	認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型認知症対応型通所介護又は共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用者の合計数について、それぞれの人員基準を満たすために必要な数以上。												
▶ 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの。 												

省令が定める基準の内容		省令の条項									
従 う べ き 基 準	◆ 介護予防小規模多機能型居宅介護の従業者の員数、管理者及び代表者										
	▶ 従業者	<table border="1"> <tr> <td>通いサービス</td> <td>常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。</td> </tr> <tr> <td>夜間及び深夜以外の時間帯 訪問サービス</td> <td>常勤換算で1人以上。 ※サテライト型事業所においては、本体事業所の職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上で可。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間及び深夜 宿直勤務</td> <td>勤務（宿直勤務除く）</td> <td>1人以上。 宿泊サービスの利用者がいない場合</td> </tr> <tr> <td>宿直勤務</td> <td>必要な数以上。 ※サテライト型事業所については、本体事業所で、宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かなくても可。</td> </tr> </table>	通いサービス	常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。	夜間及び深夜以外の時間帯 訪問サービス	常勤換算で1人以上。 ※サテライト型事業所においては、本体事業所の職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上で可。	夜間及び深夜 宿直勤務	勤務（宿直勤務除く）	1人以上。 宿泊サービスの利用者がいない場合	宿直勤務	必要な数以上。 ※サテライト型事業所については、本体事業所で、宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かなくても可。
	通いサービス	常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。									
	夜間及び深夜以外の時間帯 訪問サービス	常勤換算で1人以上。 ※サテライト型事業所においては、本体事業所の職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上で可。									
夜間及び深夜 宿直勤務	勤務（宿直勤務除く）	1人以上。 宿泊サービスの利用者がいない場合									
	宿直勤務	必要な数以上。 ※サテライト型事業所については、本体事業所で、宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かなくても可。									
▶ 従業者のうち看護師又は准看護師	1人以上。 ※サテライト型事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師で登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かなくても可。										
▶ 従業者のうち計画作成担当者	<p>・登録者のサービス計画作成に専従する介護支援専門員。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する以下の施設等の職務に従事可。</p> <p>①認知症対応型共同生活介護事業所 ②地域密着型特定施設 ③地域密着型介護老人福祉施設 ④介護療養型医療施</p> <p>・厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p> <p>※サテライト型事業所については、本体事業所の介護支援専門員で当該サテライト型事業所の登録者の計画作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、厚生労働大臣が定める研修を修了している者で可。</p>										
		第44条、第45条、第46条									

省令が定める基準の内容		省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>➤ 併設施設等での職務</p>	<p>当該事業所及び以下の併設施設等が人員に関する基準を満たす場合は、併設施設等での職務に従事可。</p> <p>①認知症対応型共同生活介護事業所 ②地域密着型特定施設 ③地域密着型介護老人福祉施設 ④介護療養型医療施設</p>
	<p>➤ 管理者</p>	<p>・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する上記施設等の職務若しくは同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事可。</p> <p>・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症者の介護に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p> <p>※本体事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型事業所の管理者は、本体事業所の管理者で充当可。</p>
	<p>➤ 代表者</p>	<p>特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p>

省令が定める基準の内容

省令の条項

◆ 介護予防認知症対応型共同生活介護の従業者の員数、管理者及び代表者

第70条、第71条、第72条

<p>▶ 従業者</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="399 297 518 392"> <p>夜間及び深夜以外の時間帯</p> </td> <td data-bbox="518 297 927 392"> <p>共同生活住居ごとに、常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。</p> </td> <td data-bbox="885 324 927 481" rowspan="2"> <p>1人以上常勤</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 392 518 504"> <p>夜間及び深夜</p> </td> <td data-bbox="518 392 927 504"> <p>共同生活住居ごとに、1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く)を行わせるために必要な数以上。</p> </td> </tr> </table>	<p>夜間及び深夜以外の時間帯</p>	<p>共同生活住居ごとに、常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。</p>	<p>1人以上常勤</p>	<p>夜間及び深夜</p>	<p>共同生活住居ごとに、1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く)を行わせるために必要な数以上。</p>
<p>夜間及び深夜以外の時間帯</p>	<p>共同生活住居ごとに、常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。</p>	<p>1人以上常勤</p>				
<p>夜間及び深夜</p>	<p>共同生活住居ごとに、1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く)を行わせるために必要な数以上。</p>					
<p>▶ 従業者のうち計画作成担当者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用計画作成に関し知識及び経験を有し、当該計画の作成を担当させるのに適当と認められる者の専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、当該共同生活住居における他の職務に従事可。 厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 1人以上の者は、介護支援専門員。ただし、併設する小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合で、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないこと可。 上記介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督。 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症者の介護サービス計画作成に関し実務経験を有すると認められる者で充當可。 					
<p>▶ 併設施設での職務</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合で、当該事業所が上記人員基準を満たすほか、当該併設施設が人員基準を満たす従業者を置いているときは、当該併設施設の職務に従事可。</p>					
<p>▶ 管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居ごとに専従常勤。ただし、管理上支障がない場合、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事可。 適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 					
<p>▶ 代表者</p>	<p>特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p>					

従
う
べ
き
基
準

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	2. 定員（利用定員）、居室等の床面積	
	<p>◆ 共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員</p> <p>▶ 利用定員 認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下。</p>	第9条第1項
	<p>◆ 介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員、利用定員、宿泊室の床面積</p> <p>▶ 登録定員 25人以下。 ※サテライト型の場合、18人以下。</p> <p>▶ 利用定員 通いサービス 登録定員の1/2から15人まで ※サテライト型の場合、登録定員の1/2から12人まで</p> <p>宿泊サービス 通いサービスの利用定員の1/3から9人まで ※サテライト型の場合、利用定員の1/3から6人まで</p> <p>▶ 宿泊室 個室 床面積は、7.43㎡以上。</p>	第47条、第48条第1項（宿泊室）・第2項第2号ロ
	<p>◆ 認知症対応型共同生活介護の居室の床面積</p> <p>▶ 居室 床面積は、7.43㎡以上。</p>	第73条第2項（居室）・第4項
従 う べ き 基 準	3. サービスの適切な利用・適切な処遇・安全確保・秘密保持等	
	<p>◆ サービス内容・手続の説明と同意</p> <p>〔すべての地域密着型介護予防サービス〕</p>	第11条第1項（準用する場合を含む。）
	<p>◆ サービス提供拒否の禁止</p> <p>〔すべての地域密着型介護予防サービス〕</p>	第12条（準用する場合を含む。）
	<p>◆ 秘密保持等</p> <p>〔すべての地域密着型介護予防サービス〕</p> <p>▶ 従業者が正当な理由なく業務上知りえた利用者やその家族の秘密を漏らすことを禁止。従業者や退職者が秘密を漏らすことがないよう事業者が講ずる必要な措置。</p> <p>▶ 利用者やその家族の個人情報利用に関する事前の同意。</p>	第33条（準用する場合を含む。）
	<p>◆ 事故発生時の対応</p> <p>〔すべての地域密着型介護予防サービス〕</p> <p>▶ 事故が発生した場合における市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等への連絡及び必要な措置。</p> <p>▶ 事故状況及び事故に際して採った処置を記録。</p> <p>▶ 賠償すべき事故が発生した場合の速やかな賠償。</p>	第37条（準用する場合を含む。）
<p>◆ 身体的拘束等の制限</p> <p>〔介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護〕</p> <p>▶ 当該利用者や他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動制限を行うことを禁止。</p> <p>▶ やむを得ず身体的拘束等を行う場合における態様及び時間、利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録。</p>	第53条、第77条	

省令が定める基準の内容		省令の条項						
	<p>◆ 利用者の負担で行う従業者以外の者による介護の禁止</p> <p>〔 介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 〕</p>	第67条第2項、第88条第2項						
標準とすべき基準	<p>4. 定員等</p> <p>◆ 介護予防認知症対応型共同生活介護の入居定員等</p> <table border="1"> <tr> <td>共同生活住居</td> <td>1又は2。</td> </tr> <tr> <td>入居定員</td> <td>5人以上9人以下。</td> </tr> <tr> <td>必要な設備</td> <td>居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設置。</td> </tr> </table>	共同生活住居	1又は2。	入居定員	5人以上9人以下。	必要な設備	居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設置。	第73条第1項・第2項(居室を除く。)
	共同生活住居	1又は2。						
入居定員	5人以上9人以下。							
必要な設備	居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設置。							
参酌すべき基準	<p>5. 基本方針</p> <p>◆ 事業の基本方針</p> <p>〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕</p>	第4条、第43条、第69条						

	省令が定める基準の内容	省令の条項																
参 酌 す べ き 基 準	<p>6. 設備及び備品等</p> <p>◆ サービス提供に必要な設備・備品等 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕</p> <table border="1" data-bbox="268 403 933 638"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="279 403 922 436">単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 436 486 515">▶ 食道及び機能訓練室</td> <td data-bbox="502 436 901 515">3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。食事や機能訓練に支障がなければ同一の場所とすること可。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 526 486 582">▶ 相談室</td> <td data-bbox="502 526 901 582">遮蔽物等の設備による相談内容の漏洩防止。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="311 593 901 638">▶ 静養室、事務室、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品</td> </tr> </table> <p data-bbox="901 459 933 616" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原則として専用</p> <p data-bbox="279 638 922 672">共用型介護予防認知症対応型通所介護</p> <p data-bbox="311 672 933 784">▶ 居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する者。</p> <p data-bbox="279 784 922 817">介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p data-bbox="311 817 933 873">▶ 居室の定員 1人。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合、2人可。</p> <p data-bbox="311 873 933 907">▶ 居間及び食堂 同一の場所可。</p> <p data-bbox="311 907 933 1019">▶ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p data-bbox="279 1019 922 1052">介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <table border="1" data-bbox="311 1052 933 1400"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="311 1052 901 1153">▶ 居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1153 502 1187">▶ 居間及び食堂</td> <td data-bbox="518 1153 933 1187">機能を十分に発揮し得る適当な広さ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1187 502 1243">▶ 宿泊室</td> <td data-bbox="518 1187 933 1243">個室 一室の定員は1人(利用者の処遇上必要な場合は2人)。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="518 1243 933 1400">個室以外 合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、利用者のプライバシーが確保された構造。(プライバシーが確保された居間は、面積に含めてよい。)</td> </tr> </table> <p data-bbox="901 1064 933 1153" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原則専用</p> <p data-bbox="311 1400 933 1512">▶ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p>	単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護		▶ 食道及び機能訓練室	3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。食事や機能訓練に支障がなければ同一の場所とすること可。	▶ 相談室	遮蔽物等の設備による相談内容の漏洩防止。	▶ 静養室、事務室、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品		▶ 居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等。		▶ 居間及び食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さ。	▶ 宿泊室	個室 一室の定員は1人(利用者の処遇上必要な場合は2人)。		個室以外 合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、利用者のプライバシーが確保された構造。(プライバシーが確保された居間は、面積に含めてよい。)	<p>第7条、第9条第2項、第48条(第1項(宿泊室)及び第2項第2号ロを除く。)、第73条(第1項・第2項及び第4項を除く。)</p>
	単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護																	
▶ 食道及び機能訓練室	3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。食事や機能訓練に支障がなければ同一の場所とすること可。																	
▶ 相談室	遮蔽物等の設備による相談内容の漏洩防止。																	
▶ 静養室、事務室、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品																		
▶ 居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等。																		
▶ 居間及び食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さ。																	
▶ 宿泊室	個室 一室の定員は1人(利用者の処遇上必要な場合は2人)。																	
	個室以外 合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、利用者のプライバシーが確保された構造。(プライバシーが確保された居間は、面積に含めてよい。)																	
参 酌 す べ き 基 準	<p>7. その他の運営及び効果的な支援の方法に関する基準(主なもの)</p> <p>◆ サービス提供困難時の対応 〔介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護〕</p> <p>◆ 受給資格等の確認 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕</p> <p>◆ 要支援認定の申請に係る援助 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕</p> <p>◆ 心身の状況等の把握 〔介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護〕</p>	<p>第13条(準用する場合を含む。)</p> <p>第14条(準用する場合を含む。)</p> <p>第15条(準用する場合を含む。)</p> <p>第16条、第49条</p>																

	省令が定める基準の内容	省令の条項
	◆ 介護予防支援事業者等との連携 〔 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 〕	第17条、第50条
	◆ 地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助 〔 介護予防認知症対応型通所介護 〕	第18条
参 酌 す べ き 基 準	◆ 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 〔 介護予防認知症対応型通所介護 〕	第19条
	◆ 介護予防サービス計画等の変更の援助 〔 介護予防認知症対応型通所介護 〕	第20条
	◆ 身分証の携行 〔 介護予防小規模多機能型居宅介護 〕	第51条
	◆ サービス提供の記録 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第21条(準用する場合を含む。)、第75条
	◆ 利用料等の受領 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第22条、第52条、第76条
	◆ 保険給付のための証明書の交付 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第23条(準用する場合を含む。)
	◆ サービスの基本取扱方針、具体的取扱方針等 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第41条、第42条、第65条、第66条、第86条、第87条
	◆ 利用者に関する市町村への通知 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第24条(準用する場合を含む。)
	◆ 緊急時等の対応 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第25条、第56条(準用する場合を含む。)
	◆ 管理者等の責務 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第26条(準用する場合を含む。)
	◆ 運営規程 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第27条、第57条、第79条
	◆ 勤務体制の確保等 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第28条(準用する場合を含む。)、第80条
	◆ 衛生管理等 〔 すべての地域密着型介護予防サービス 〕	第31条(準用する場合を含む。)
	<p>介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者が使用する施設、食器その他の設備や飲用水の衛生的な管理又は衛生上必要な措置 ▶ 感染症の発生及びまん延防止のため必要な措置。 	

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	◆ 掲示 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕	第32条(準用する場合を含む。)
	◆ 広告 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕	第34条(準用する場合を含む。)
	◆ 介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕	第35条(準用する場合を含む。)、第83条
	◆ 苦情処理 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕	第36条(準用する場合を含む。)
	◆ 地域との連携等 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕	第39条、第61条(準用する場合を含む。)
	◆ 会計の区分 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕	第38条(準用する場合を含む。)
	◆ 記録の整備 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕 ▶ 次の記録を整備し、2年間保存。 ・ サービス提供プラン ・ サービス提供記録 ・ 利用者に関する市町村への通知に関する記録 ・ 苦情内容等に関する記録 ・ 事故状況、事故処理等に関する記録 ※各サービスに特有の記録については省略。	第40条、第63条、第84条
	◆ 入退居 〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕	第74条
	◆ 介護サービスの提供等 〔介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護〕	第67条(第2項を除く。)、第88条(第2項を除く。)
	◆ 社会生活上の便宜の提供等 〔介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護〕	第68条、第89条
	◆ 定員の遵守 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕	第29条、第58条、第81条
	◆ 非常災害対策 〔すべての地域密着型介護予防サービス〕	第30条、第58条の2(準用する場合を含む。)
	◆ 協力医療機関等 〔介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護〕	第59条、第82条
	◆ 調査への協力等 〔介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護〕	第60条(準用する場合を含む。)

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	◆ 管理者による管理 〔 介護予防認知症対応型共同生活介護 〕	第78条
	◆ 法定代理受領サービスに係る報告 〔 介護予防小規模多機能型居宅介護 〕	第54条
	◆ 利用者に対する介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付 〔 介護予防小規模多機能型居宅介護 〕	第55条
	◆ 居住機能を担う併施設等への入居 〔 介護予防小規模多機能型居宅介護 〕	第62条